

リチウムイオン蓄電池の例外承認制度について

1. 趣旨

- ・近年のリチウムイオン蓄電池の発煙・発火事故の急増を踏まえ、当該事故の再発・未然防止の観点から、電気用品安全法の改正を行い、平成20年11月20日から体積エネルギー密度が高いリチウムイオン蓄電池（単電池1個あたりの体積エネルギー密度が400ワット時毎リットル以上のもの。以下、「蓄電池」という。）を規制対象品目に追加したところ。
- ・これにより、蓄電池を製造又は輸入する事業者は、法に基づく技術基準への適合義務が課せられるとともに、義務を履行した場合にはPSE表示を付せるようになり、PSE表示を付した蓄電池でなければ販売することができなくなった。
- ・しかしながら、規制導入時、電池単体だけでなく装着する機器についても設計変更を行う必要がある「試験条件の過酷化」及び「試験項目の一部追加」については、技術的観点から対応に一定期間の猶予が必要と判断し、施行後3年間の経過措置を設けていた。（期間終了日：平成23年11月19日）
- ・現行基準に基づいてPSE表示を行っていた蓄電池の一部は、経過措置後の技術基準に適合しないため、平成23年11月20日以降に製造又は輸入される蓄電池については販売できないこととなる。その結果、消費者が現在使用中の機器（例：パソコン、カメラ、携帯電話等）に対応する交換用蓄電池の供給ができず、入手困難な状況となることが懸念される。
- ・このため、現行の審査基準を改訂し、既に製造又は輸入された機器に対応する交換用蓄電池に限っては、従前の技術基準に適合していることを前提として例外承認（経済産業大臣承認）を行うことで、継続的に製造、輸入及び販売を可能とする措置を講ずることとした。
- ・なお、経過措置期間が終了する平成23年11月19日までに製造又は輸入された蓄電池は、経過措置期間中に有効であった技術基準によるもの（流通在庫）であるため、経過措置後も販売可能であり、例外承認申請は必要としない。

2. リチウムイオン蓄電池の例外承認制度の概要

・平成23年11月20日以降に製造、輸入される蓄電池のうち、以下の(1)及び(2)若しくは(1)及び(3)の条件を満たすものを例外承認申請の条件とする。

- (1) 平成23年11月19日以前に製造又は輸入された「機器」(※)に装着されるものとして、平成23年11月20日以降に補修用・交換用として国内製造又は輸入する蓄電池であること。
- (2) 平成20年11月19日以前に製造又は輸入された「機器」用の蓄電池については、JIS規格又はUL規格において一定の安全性が確認されていること。
- (3) 平成20年11月20日から平成23年11月19日の期間中に製造又は輸入された「機器」用の蓄電池については、電気用品安全法に基づく技術基準(電気用品の技術上の基準を定める省令(別表第九3(11)(12)除く。))に適合していること(蓄電池の試験条件は、附則第2条第2項に基づくもの)。

※機器とは、電気用品安全法で規制されるリチウムイオン蓄電池により、正常に作動する製品(パソコン、カメラ、携帯電話等)をいう。

(参考) 平成23年11月20日から適用される主な試験

電気用品の技術上の基準を定める省令

別表第九 リチウムイオン蓄電池

3(11) 過充電の保護機能

3(12) 機器落下時の組電池の安全

3. 電気用品安全法第43条に基づく条件付与について

(1) 当該蓄電池本体に以下を表示していること。

- ・「本製品は、一定の条件の下、経済産業大臣の例外承認を受けた蓄電池であり、特定の機器の交換用以外には使用できません。」という趣旨の文言
- ・承認申請時に届け出た上記「特定の機器」の名称等（商品名、型番）

※ただし、電池が小さくて表示できない場合など、蓄電池本体に表示することが困難なものについては、蓄電池を包装する最小単位の包装容器に表示すること。

(2) 承認の有効期間は、製造、輸入又は販売を予定する数量に達するまで若しくは承認の日から最大1年間とする。

- 上記(1)(2)の他、承認に係る事項の確実な実施を図るため、必要な条件を付す場合があります。

4. 申請手続きについて

以下の記入例のとおり記載頂くことで、例外承認申請を行うことができます。事前に申請された場合でも、承認日は平成23年11月20日以降となります。

申請窓口は、経済産業省製品安全課です。本省のみであり、経済産業局では申請をお受けできませんので御注意ください。

- 例外承認申請書様式はこちらからダウンロードしてください。

([WORD](#)) ([PDF](#))

- 例外承認申請書の記載要領は、[こちら](#)をご覧ください。

* 本件に関しては、以下の参考資料もあわせて参照ください。

○[電気用品安全法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について](#)